

5 返還するとき

東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター

返還

- * 送金完了後は、決められた猶予の事由に当てはまらない場合は返還
- * 返還手続き後、人材センターから修学生と連帯保証人に「納入通知書」が送付される
- * 返還中は「残額のお知らせ」や「返還期限到来のお知らせ」を修学生と連帯保証人に送付
- * 返還期間内に返還完了しないと延滞利子が発生

返還手続き

《返還期間》

- * 貸付を受けた月数の2倍の期間。
- * 入学・就職準備金のどちらか一方を借りた場合は8ヶ月、両方借りた場合は16ヶ月延長可能。
- * 生活費加算を受けた場合は、その月数の2倍の期間を延長可能
- * 返還事由発生日の属する月の翌月から返還開始

《提出書類》

- ①返還計画書
- ②預金口座振替依頼書（分割返還の場合。金融機関で手続きが必要）

返還手続き

《返還方法》

- * 月賦（毎月）・半年賦（半年ごと）・年賦（1年ごと）による均等払いまたは一括返還
- * 繰り上げ返還可能
- * 原則、口座引落（毎月22日）による

返還計画を立てる

2020年10月に保育士を辞めた修学生が、貸付を受けた期間が2年間、修学準備金（月額5万円）、入学準備金（20万円）、就職準備金（20万円）、合計160万円を借りていた場合

24ヶ月×2+8ヶ月+8ヶ月=64ヶ月

2020年11月から64ヶ月後・・・2026年2月：返還期限

*2020年11月～2026年2月の期間内に返還が完了するように計画

月賦：25,000円/月

半年賦：約146,000円/半年

年賦：320,000円/年

滞納してしまったら

- * 残高不足で口座引落できなかった場合、郵便局の払込取扱票で振込
- * 連続3回引落できなかった場合、その後は引落ではなく修学生自身が払込（手数料は修学生が負担）
- * 滞納が続く場合、人材センターから修学生本人や連帯保証人に通知送付や電話連絡がある
- * 返還期限までに返還が完了しない場合、延滞利子が発生

返還完了

- * 返還が完了すると「返還完了通知書」を修学生と連帯保証人に送付
- * 合わせて借用証書を修学生に返却